

地方自治体と中小企業振興

八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開

植田 浩史

(大阪市立大学)

1 はじめに

本稿では、地方自治体における中小企業振興策の展開について検討する。中小企業の地域経済、地域社会における役割や機能が重要であるという認識は今日では広く共有されるようになってきているものの、多くの地方自治体では行政全体のなかに中小企業振興が明確な形で位置づけられているとは必ずしもいえない。

後述するように、21世紀における地域経済、地域社会の安定的な発展を実現していくためには、地域における産業や中小企業が元気であることが重要である。将来の地域や自治体のあり方から地域の産業や中小企業の問題を位置づけ、その振興を積極的に進めようという自治体も最近では多くはないが現れるようになってきている。ここでは、中小企業地域経済振興条例を制定するなど中小企業振興を意欲的に進めてきた自治体として近年取り上げられる機会が多い八尾市の事例を中心に、地方自治体と中小企業振興について述べていきたい。

本稿の構成は次のとおりである。第1に地方自治体において中小企業振興がどのように考えられているのか、どのように考えるべきなのかについて論じる。その上で、第2に中小企業地域経済振興条例を地方自治体の行政の柱として位置づけ、中小企業振興に取り組んでいる大阪府八尾市の事例を取り上げ、その特徴と意義について述べる。第3に、その上で最後に若干のまとめと提言を行いたい。

2 地域産業振興と中小企業振興基本条例

(1) 地域産業振興の時代

近年、市町村等の基礎自治体における産業振興、中小企業振興策の重要性が強調されることが増えている。その理由は、バブル経済崩壊後の日本経済における地域経済振興の必要性、

1999年に制定された新しい中小企業基本法に見られるように地方自治体レベルでの中小企業政策の重視、地方分権化の進展、高齢化社会のもとで自治体がどのように財源を確保していくかが問われるようになってきていることなどである。1963年に制定された中小企業基本法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるようにと努めなければならない」(第四条)とあり、地方自治体の中小企業支援は国が行うメニューの範囲で行うことが課題とされていた。しかし、1999年に大幅に改正された新中小企業基本法では「地方公共団体の責務」として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第六条)とされている。「策定」から「実施」までを行う「責務」が生じたのである。地方分権化が進展するなかで自治体の中小企業政策における役割は高まっている。

さらに、日本の地域経済をとりまく環境の変化によって自治体はそれぞれ問題に直面している。大企業の存在に頼っていた地域では企業の

海外展開による空洞化問題に、住宅都市として発展してきた都市では着実に進む高齢化問題に、地域産業に依存してきた産地などでは地域産業全体の縮小問題が、それぞれの地域経済、地域社会にさまざまに影響を与えている。こうした課題は、地域ごとに異なっており、その解決に当たっては地域固有の資源を有効に活用していかなければならない。そのため、地域それぞれが自分たちの頭で考え、工夫し、努力していくことが不可欠である。しかし、全国の自治体の中でどのくらいの自治体が対応できているのだろうか。おそらく1割にも満たないだろう。

その理由は、自治体自身が独自のこうした施策を持つことの必要性や危機感をまだ感じていないこと、これまでに地域独自の産業振興、中小企業振興の経験がないこと、地域内の産業、企業に関する状況が十分に把握できていないことによる。地域経済の疲弊が問題になり、高齢化が着々と進みつつあるなかで、依然としてこうした状態の自治体が多いということは由々しき事態である。

しかし、自治体の中にはすでに1970年代、80年代に地域経済、地域産業の振興の重要性を感じ、手を打ってきた自治体もあった。有名なのは、東京の墨田区、大田区などである。墨田区は77年に全国で初めて区内の製造業事業所の全数調査を行い、79年に中小企業振興基本条例を制定し、区政の柱として中小企業振興を位置づけていた。大田区も80年代に入り、地域内の中小企業の技術力、ネットワーク力に注目した調査を実施し、地域の強みを分析し、それを強化し発展させていくことを課題とする施策を展開してきた。いずれも、早い段階で地域産業、地域経済問題を明確化し、地域内の実態を把握した上で、地域の強みを活かした戦略的課題を提示し、それを区政の柱として展開してきた。

また、1990年代になると東京都三鷹市のように地域の将来、特に確実にやってくる高齢化社会への対応として地域に広い意味での産業を育てていこうとしている自治体もある。住宅都市

である三鷹市は、将来高齢化にともなって市税収入の大幅減が想定され、高齢者居住者の割合も高まっていく。高齢者が働き、元気に生きていける場をいかに創造していくかということは、結果としてさまざまな面で三鷹市にとってプラスになるはずである。そうした意図でまちづくり、産業振興、将来の三鷹のあり方を一体化させて展開し、全国から注目されている¹⁾。

(2) 墨田区の中小企業振興基本条例

地方自治体が、地域の中小企業を重視し、その振興を自治体の行政の柱としていくことを明確化するために策定されるのが、中小企業振興基本条例などの名称で呼ばれるものである。基本条例は、自治体の政策を具体的に示すものではなく、政策の方向性や自治体の政策に対する姿勢を示すものである。中小企業や地域産業に対する自治体の姿勢を示した条例が存在することは、一般的に自治体が中小企業振興や地域産業振興に対して意識的に取り組もうということを示している。但し、中小企業振興や地域産業振興に熱心な自治体がすべてこうした条例を持っているわけではないし、条例のある自治体がすべて先進的な施策を持っているというわけではない。

最初に中小企業振興基本条例が注目されたのは、前述した墨田区の中小企業振興基本条例である²⁾。高度成長期には東京23区でもっとも工場数が多かった墨田区では、1970年代に入って地域の中小企業数と人口の減少に直面した。中小製造業の減少が地域経済を疲弊させるだけでなく、人口減少によって地域社会も元気を失うという事態に対し危機感を抱いた墨田区では、実態把握に努める。それが、1977年に実施された全工場を対象とした悉皆調査「中小製造業基本実態調査」である。このときは、区役所の中堅職員約200人が約9,000の工場を直接訪問するという形で実施された。区役所職員が実際に中小企業に出かけ、直接中小企業から回答を回収するという形で行った悉皆調査は、区役所職員と

区内の中小企業が実際に出会い、お互いに認識を深める場を作っただけでなく、データとしてもその後の墨田区行政に大きな効果をもたらすこととなった³⁾。このデータをもとに墨田区では1984年度から85年度にかけ再調査を実施し、企業台帳を整備し、中小企業政策の基礎的データとして活用した。企業台帳は、その後数年に一度更新され、今日においてもさまざまな施策の実施にあたって基本的なデータとして活用されている。

墨田区では、その後1979年に東京都内で初めて「中小企業振興基本条例」(資料1)を制定し、区政にとって中小企業振興が重要であるということを示し、産業政策だけでなく区政全般に中小企業振興を位置づけてきた⁴⁾。この基本条例制定以降、墨田区ではさまざまなメニューを研究者や中小企業研究者らとの共同作業によって独自に作り上げていくことになる。条例後の1980年には学識経験者、企業経営者、行政からなる墨田区産業振興会議が開催され、産業政策の具体化や問題解決のための話し合いの場として役割を果たしている⁵⁾。この中小企業振興基本条例は、他の自治体にも影響を与え、一つのモデルとしての意味も持っていた。

墨田区の中小企業振興基本条例以前にも、自治体レベルでの中小企業振興のための条例は存在していた。古いものでは、釧路市中小企業振興条例(1960年4月施行、釧路市条例第17号)⁶⁾などが確認できる。釧路市の振興条例など墨田区以前の条例は、条例という性格もあり、国の施策に基づいて自治体として実施すべき中小企業対策(例えば、経営指導、高度化事業、融資など)について触れていることが多い。それに対し、墨田区中小企業振興基本条例は次の点で特徴を持っていた。第1に、第3条の基本方針に書かれているように、地域の特性に応じた独自の施策を行うことを強調している点である。当時は、中小企業振興策は国や都道府県の役割であるという認識が一般的であった時代であるだけに、自ら独自の問題意識に基づいた中小企業振興を

行うことを宣言したことは画期的なことであった。もちろん、独自の問題意識や課題がないところで、こうした主張をしても迫りに欠けるのだが、墨田区の場合には、前述したように実態を把握し、地域の中小企業の現状を知った上での主張であったことに意味がある。第2に、第4条で施策の大綱として区が行うべき施策の大枠が示されており、細かい内容については触れていない。前述したように基本条例は、一般に基本的事項や行政の姿勢を定め、具体的な施策については状況に応じて企画、実行を行うものであり、この基本条例もそうした形態になっている。第3に、「区長の責務」、「中小企業者の努力」、「区民等の理解と協力」という行政、中小企業者、区民がそれぞれの立場で役割を持つことが記されている。行政、中小企業者、地域住民という三者がそれぞれの立場で中小企業振興を考え、役割を持つことが重要であるという認識は現在でもまだ一般的なものとはいえない。それだけに、墨田区の条例の先駆性は輝いている。

早くから自治体独自の中小企業振興にとり組んできた墨田区では、今日でも多様なメニューによって中小企業支援を行っている。インターネットによる情報提供、中小企業センターの運営、ネットワーク作りの支援、3M運動の支援、すみだブランド育成事業、共同受注グループ支援事業から最近では創業支援にも積極的に取り組んでいるなど、多くの人たちが注目する、さまざまな形の支援策を実施している⁷⁾。こうした墨田区の産業振興、中小企業振興の基礎に中小企業振興基本条例とそれを生み出したさまざまな墨田区の活動があったことはいうまでもない。

(3) 最近の中小企業振興基本条例

表1は、墨田区の基本条例以後の関連する条例の制定状況を見たものである。ここでは、墨田区同様中小企業振興基本条例という形で制定したもの以外に、名称は異なっても類似する内

表1 中小企業振興基本条例等

年	地域	条例名
1979年	東京都墨田区	墨田区中小企業振興基本条例
1983年	東京都港区	港区中小企業振興基本条例
1990年	東京都葛飾区	葛飾区中小企業振興基本条例
1991年	東京都台東区	台東区中小企業振興に関する基本条例
1995年	東京都大田区	大田区産業のまちづくり条例
	東京都中央区	中央区中小企業の振興に関する基本条例
2000年	東京都目黒区	目黒区中小企業振興基本条例
	長野県諏訪市	諏訪市中小企業振興基本条例
2001年	大阪府八尾市	八尾市中小企業地域経済振興基本条例
	群馬県	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例
	宮城県塩竈市	塩竈市中小企業振興条例
2002年	埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例
	新潟県燕市	燕市中小企業振興条例
2004年	千葉県習志野市	習志野市産業振興基本条例
2005年	東京都足立区	足立区経済活性化基本条例
	東京都板橋区	板橋区産業活性化条例
	東京都荒川区	荒川区産業振興基本条例

出所)各HP等より。

注)中小企業振興基本条例に類するものを選んだ。

容を持つ条例も含んでいる。こうした墨田区以降の中小企業振興基本条例の流れは次のように整理することができる。

第1に、基本条例制定の動きは墨田区以降すぐに他の自治体に広がったわけでは必ずしもない。墨田区の基本条例が1979年に策定されて以降、しばらくはこうした基本条例はあまり注目されていなかったといってもよい。1985年のプラザ合意による円高、80年代末から90年代初めのバブル経済による影響(特に都心部における再開発による中小企業の減少)、そしてバブル経済崩壊という経済情勢の変化の中であらためて地域経済、地域の中小企業の問題がクローズアップされたことが大きかったと思われる。

第2に、当初の基本条例は東京都内の区が中心であった。東京23区は日本の政治、経済の中心であると同時に、業種を問わず最も多くの中小企業が集積している地域でもある。また、墨田区に近いこともあり、墨田区の中小企業振興に関する情報は早くから伝わっていた。経済情勢の変化の中で、製造業、商業などの地域内中小企業数の減少が、地域経済、地域社会に影響を与えることへの危機感から、こうした区では他地域と比べて早く基本条例を制定し、区とし

て地域内の中小企業振興の重要性を強調したのである。また、1980年代から90年代にかけて策定された基本条例の多くは、墨田区の基本条例をベースにしている。使っている用語は若干異なるものの、中小企業の地域における重要性の指摘、区あるいは区長の責務、中小企業者等の責務・努力、区民等の理解・努力について触れている。

その中で、1995年に策定された「中央区中小企業の振興に関する基本条例」は次の点で特徴を持っている。一つは、基本方針(第三条)で「中小企業の振興

は、『活気にあふれた働きやすいまちづくり・いきいき産業文化都市の実現』を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関(以下『国等』という。)の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。」と書かれているように、地域のビジョンの中に中小企業振興を位置づけていることである。もう一つが、第八条(大企業者等の理解と協力)で「大企業者等は、区が中小企業と大企業の共存する地域であり、両者の共存共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。」とあるように大企業者等の協力を明記していることである。この点は、後述する八尾市の条例にも引き継がれていくことになる。

第3に、大田区の「大田区産業のまちづくり条例」(1995年)に見られるように、意識的に「中小企業」を用いないで条例が策定されているケースが最近増えている(資料2)。大田区の場合、「業種、業態、規模にかかわらず、産業経済活動にかかわる者」を産業者と呼び、基本方針(第2

条)で産業者を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進するとしている。また、ここでは「地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造と生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること」が基本方針の一つとして指摘されている。大田区の場合、中小企業ではなく、産業がキーワードになっており、「新しい産業集積の形成」を図ることが産業政策として強調されている。筆者は、自治体の政策では、地域の産業をどのような形にしていくのかという産業政策と個別の中小企業の振興を図る中小企業政策を区別して考える必要があると指摘してきた⁸⁾。大田区のこの条例は中小企業振興をメインとしているというよりは、産業振興、特にそのための大田区産業の特色である産業集積の発展を政策的課題として強調している。一方、1999年に策定された世田谷区産業振興条例や2005年に策定された板橋区産業活性化条例は、産業振興や産業活性化を課題としているが、文章を見る限りでは基本的には個々の事業者を対象にしたものと考えられる。産業振興を課題とした条例と中小企業振興を課題とした条例とどちらがいいかは、それぞれの自治体の状況と施策の蓄積によって異なってくるので一概に語ることはできない。いずれにしても産業振興と中小企業振興を区別しつつも両立させていく視点を持つことが重要であるだろう。

第4に、条例の策定が全国に広がりつつあるものの、その勢いは決して強いものではない。その中で、埼玉県が都道府県として初めて2002年に中小企業振興基本条例を策定したことは注目される。ここでは目的(第一条)として「この条例は、中小企業が埼玉県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、埼玉県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする」と明記している。また、後述するように大阪府八尾市の条例は、これまでの中小企業振興基本条例の経験と蓄積を踏まえているとともに、市が条例を基礎に施

策を展開し、発展させている例として注目される。

3 八尾市 - 振興条例を基礎に中小企業振興を展開

中小企業振興の事例として八尾市が取り上げられることが最近増えてきている⁹⁾。八尾市の中小企業振興への視察も、自治体、経済団体など年々増えている¹⁰⁾。これは、第1に八尾市が短期間に中小企業振興のための施策を体系化し、具体的な施策のメニューをそろえてきたことが注目されているからである。八尾市が本格的な中小企業振興を進めてからまだ10年もたっていないが、その間に行われたことは、後述するように量・質ともに充実している。第2に、体系的な中小企業施策を展開する上で、中小企業振興基本条例(八尾市の場合は「中小企業地域経済振興基本条例」)を早い段階で制定し、条例をバックに施策を進めてきたことである。第3に、後述するように八尾市の振興策はハードではなく、ソフトが中心であった。そのため、いろいろな自治体から受け入れられやすかったと考えられる。

ここで見る八尾市の政策は、産業集積都市ということもあり製造業が中心であるが、八尾市の政策形成のプロセスや問題意識については、他の多くの地域に参考となるだろう¹¹⁾。

(1) ゼロからスタートした中小企業振興

大阪府八尾市は、中小企業都市連絡協議会の参加都市の一つであり、2003年のデータで製造業事業所3,419、従業者数3万9,291人、出荷額1兆円強という中小企業の集積した工業都市である。八尾市は地理的には、大阪市の東部、東大阪市の南部に位置し、東大阪地域の産業集積の一角をなしている¹²⁾。八尾市は他の産業集積都市と異なり、工場数が1980年代にも増加し、95年がピーク(4,305)であった。90年代は減少幅が他都市と比べて小さかったものの、2000年以降

表2 八尾市製造業の推移

年	製造業 事業所数	従業者数	製造品出荷 額等(億円)
1975年	2,850	39,331	4,280
1980年	3,316	41,934	7,986
1985年	4,005	47,745	9,822
1990年	4,229	50,091	13,441
1993年	4,108	48,035	12,394
1995年	4,305	48,415	12,526
1998年	4,271	47,183	12,674
2000年	3,962	43,972	11,959
2003年	3,419	39,291	10,578

出所)大阪府『大阪の工業』等より作成。

は急速に工場数の減少が進んでいる(表2)。

八尾市では他の都市と同様、1990年代まで独自の中小企業振興や地域産業についての施策をとることはあまりなかった。地域の産業集積についての認識は、市民や市役所の職員の間で決して高いものではなかった¹³⁾。となりの東大阪市と比べ、八尾が中小企業都市であるという認識は、市の内外ともに一般的ではなかった。

八尾市が地域の産業集積の重要性和それが地域社会と地域経済に果たしている役割について再認識したのは、1997年に東大阪で開催された第一回中小企業都市サミットに参加する過程であったといわれている¹⁴⁾。また、同じく97年には地域産業集積活性化法に基づく活性化計画の地域指定を受け、八尾市でも独自の対応を構想し、実行する機会が与えられた。この頃から、それまであまり強く認識されてこなかった中小企業都市という性格がクローズアップされることになった。

八尾市が中小企業振興に目を向け始めた1997年に大阪府中小企業家同友会八尾支部が発足した。八尾支部では、発足当初から行政との関係を重視し、例会には市役所の担当者に声をかけ、参加してもらうようにしていた。発足の際の例会には当時の市長も参加していた。98年4月には創立一周年記念シンポ「“創りへの里”八尾づくりを」を開催し、このときも市長が挨拶を行っている。また、記念シンポに合わせて、八尾市の産業の発展と現状についての調査も実施し、その成果を印刷し、関連機関や学校などに配布

した¹⁵⁾。その後、八尾支部では毎年1回はこうした地域振興をテーマにしたオープンな例会を開いている。

(2) 産業振興会議を中心とした施策の充実

こうした中小企業経営者たちの真摯な姿勢を具体的な形で産業振興に生かすことを重視した八尾市では、まず1998年5月に産業振興会議を設置した(表3)。これは、市民や商工業者を委員として、市と市民・商工業者との双方向のコミュニケーションを通じて、コンセンサスを得ながら施策提言を行う場とするものであった。実は、この産業振興会議のモデルは墨田区の産業振興会議であった。八尾市の担当職員は、この頃全国の産業振興、中小企業振興の先進的な自治体を訪問調査し、貪欲に学んでいた。産業振興会議のような形態が具体的な施策を新たに作り出していく上で効果的であるということ、墨田区の経験から学び取っていたのである。その後の、八尾市の施策の多くは、この産業振興会議の議論をへて実現に至っている。

また、1998年度には、産業振興会議内に設置された工業振興部会で八尾市製造業の実態を把握する必要性が指摘され、大阪市立大学工業集積研究会と共同で「八尾市製造業に関する実態調査」を実施し、地域の産業集積の実態把握に努めた。この調査から八尾市では産業集積が形成されているにもかかわらず、東大阪市と比べると地域内の企業間のネットワークや事業上の連携が活発ではないこと、八尾市の産業集積は未成熟なまま拡大しており、産業集積のメリットが十分に活用されていないことが指摘された¹⁶⁾。

こうした問題指摘を踏まえ、1999年度には、市内の中小企業の情報発信とネットワーク化促進のために市内の製造業と生産財卸売業企業のデータベースを作成し、インターネットで発信した。登録内容については毎年見直しが行われている。99年9月に製造業企業を対象とした八尾ものづくりネット(現在登録企業数は約800)、2002年7月には商業者を対象としたあきんどO

表3 八尾市産業振興策の経緯

年	月	事項
1997年	8月	第1回中小企業都市サミット
1998年	4月	大阪府中小企業家同友会八尾支部 創立一周年記念シンポジウム「創りへの里」八尾づくりを」開催
	5月	産業振興会議設置
1999年	3月	市議会で条例の早期制定の決議 中小小売商業活性化基本構想策定
	9月	大阪市立大学工業集積研究会と共同で「八尾市製造業に関する実態調査」の報告書作成 八尾ものづくりネット配信開始(企業情報データベース)
2000年	2月	産業振興アドバイザー制度発足
	6月	公的制度の学習会開催(経営革新法、中小企業創造の認定等)
2001年	4月	中小企業地域経済振興基本条例施行 八尾市総合基本計画 産業経済分野創設
	11月	にぎわい創出事業始まる(山本南商店街振興組合)
2002年	3月	市内事業所のIT実態調査(製造業、卸売業、小売業、サービス業他8685社対象)
	4月	近畿経済産業局の「ものづくりクラスター協議会」に参加
	5月	にぎわい創出事業始まる(ファミリーロード)
	6月	八尾市中小企業サポートセンター設置
	7月	あきんどOn-Doネット配信開始
	10月	ビジネスマッチング博を産業博として、初めて「マイドームおおさか」で実施
2003年	2月	産業集積庁内研究会発足(6月に報告書)
	4月	職員公募による産業振興室配属
	5月	産業集積検討部会設置 にぎわい創出事業(JR八尾駅前商業協同組合)
	7月	ものづくり受注商談会
	9月	産学官連携事業 関西大学との協定
	10月	ビジネスマッチング博 第1回商業者セミナー始まる
2004年	4月	アントレプレナーシップ教育事業(近畿経済産業局)
	6月	大阪府立大学との協定 地域再生計画「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画が国の認定を受ける
	7月	八尾ものづくり支援協議会(代表者・柴谷市長)を商工会議所と連携して設置 ものづくり受注商談会with東大阪 総合体育館(クリエイション・コアでの開催あわせて59社出展・551社参加)
	10月	ロコネットワーク始める
	11月	教員・企業・行政のネットワーク構築に向けた意見交換会(2回開催、延べ60名・14社) 教員のための工場見学
	12月	ビジネスマッチ博(76社出展) 「JOBカフェOSAKA in なかかわち」にて市内70社求人情報提供
2005年	3月	ロボット製作カリキュラムづくり(中学生・教師向け)
	4月	近畿経済産業局への職員研修派遣 街かど放送局「ファミスタ」がファミリーロードに設置される

出所) 八尾市産業振興課「八尾のまちづくりと産業集積維持発展のために」(2005年)45頁を一部補充。

n-Net(現在登録企業数は約900)を開始している。また、2000年2月には、産業振興アドバイザーを設置し、企業の様々な課題について相談に応じ、助言・指導、方法提供や産学官交流等を支援することによって、企業の経営・技術水準の向上等を図っている。

2000年度には、中小企業が中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新法を有効に活用し、国・府の公的支援制度を利用し、技術・経営革新を進められるよう情報提供を行う公的制度学

習会を開始した。この学習会の参加者から創造活動支援法の知事認定取得や経営革新法の計画承認取得が実現するとともに、学習会に参加した人たちによってあらたにマテックヤオという異業種交流グループが結成された。後述するように、マテックヤオは現在さまざまな形で八尾市の産業振興とかがわっている。八尾市内では中小企業のネットワーク活動が未成熟であったが、新たな変化が生まれてきた。また、2001年度には、大阪大学と連携して産学官連携セミ

ナーの開催，産業振興会議の提言を受ける形で環境ビジネスチャレンジセミナーを開催した。

(3) 中小企業地域経済振興基本条例の制定へ

八尾市の中小企業振興で画期となったのは、2001年1月に産業振興会議から市長に対し「中小企業地域経済振興条例に関する提言」が行われ、その後同年3月議会で条例として可決されたことである。前述したように、地域産業や地域の中小企業振興のための条例を策定した都市は、全国でも少なくないが、その多くが東京を中心とした東日本にあり、八尾市の条例は近畿地方では初めてのものであった。八尾市は、八尾市よりも先に策定されたさまざまな条例を精査し、発展させていることが振興基本条例の内容から読み取れる。

この条例は、次の点で特色を持っている(資料3)。第1に、目的のなかで「市の産業集積の維持発展を促進(第一条)基本的施策に産業集積の基盤強化、高度化、ネットワークの強化が掲げられている(第四条)ように、八尾市の特徴である地域の産業集積の維持発展を強く意識した内容になっている。産業振興会議での議論や製造業実態調査の結果を踏まえて、産業集積の役割を重視し、それを活かしていくことが八尾市にとって重要であるという認識が、八尾市でも徐々に強くなってきたことの現れである。

第2に基本方針に「中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ」(第三条)とあるように、また第六条で中小企業者等の努力を述べているように中小企業の主体的対応を重視している。この考え方は、前掲した墨田区の基本条例ですで見られていたものだが、1999年の中小企業基本法改正によってさらに強調されるようになっている。

第3に、前述した東京都中央区の条例と同じように大企業等の努力について言及していることである。90年代以降の海外展開の拡大による国内生産の縮小など、大企業の影響は八尾の中小企業にとって小さくない。大企業へも地域社

会の一員としての役割を強調しているのは時宜にかなっている。

中小企業の振興に関する条例を地方自治体で定めても、それ自体は政策に対し何か拘束力を持つわけではない。しかし、今日のように地方自治体自ら独自の対応が求められている状況では、次のような点で意味を持っていると考える。第1に、地方自治体自身が中小企業ないし、地域の産業を振興するという立場を何より自治体の内部(つまり役所や職員、議員)に対して明確にすることである。自治体が産業や企業支援に携わることに積極的でなかった時期が長かったため、今でも自治体やその職員は産業や企業への支援の必要性を強く感じていない場合が多い。そうした際に、条例に明記されていれば、産業や企業支援を進めていく上での支えとなる。第2に、地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して、自治体の考えと方向性を理解してもらえる点である。自治体の産業や企業支援に対する考え方は、自治体自身がこれまで積極的に対策を取ってこなかったことが少なくなかったため、地域の中小企業にとってわかりにくいことが多い。こうした条例を地域の中小企業者に提示することで、自治体の姿勢を中小企業者にも理解してもらい、自治体と中小企業者が協力して地域の中小企業振興、地域経済振興に取り組んでいく上で効果があるように思われる。第3に、行政の姿勢の連続性を担保するものとしての位置づけである。首長が代わったり、市役所の職員が交代したりした際に対応や基本的な政策が簡単に変わってしまったのは困るので、そうした際の基本となる。そして、八尾市の中小企業地域経済振興基本条例の場合には、こうした意義を十分に発揮し、その後の八尾市の中小企業振興施策にとって重要な役割を果たしていくことになった。

八尾市の産業集積を強く意識した中小企業振興政策は、2001年に策定された第四次八尾市総合計画にも反映され、計画の柱の一つとして「産業構造の変化に対応した日本を代表するものづ

くり都市の形成へ」が位置づけられた。産業経済分野の計画の一つには、産業集積機能の強化が掲げられ、産業集積の基盤強化、産業集積の高度化推進、産業集積のネットワークの強化が基本施策として取り上げられた。このように、議会によって条例が定められ、さらに総合計画に中小企業支援策が明記されたことで中小企業支援施策はさらに充実していくことになる。

(4) 中小企業サポートセンターの設置と施策の展開

2002年6月、八尾市は中小企業サポートセンターをあらたに設置した。中小企業サポートセンターは、中小企業のための一元的な相談窓口であり、多様な専門分野のコーディネーター4名をそろえ、技術相談、技術課題解決のための専門機関へのコーディネートを行うとともに、現場に即した経営支援、産学連携、IT実施支援、融資相談、各種セミナー等を実施するものである¹⁷⁾。コーディネーターは民間企業、公設試験研究機関、産業支援機関などの出身で豊富な経験とネットワークを持っており、八尾市以外からコーディネーターを頼って相談に来ることも少なくない。サポートセンターでは、市外からの相談も将来的には八尾市の企業とコーディネートする可能性があるということから、積極的に受け付けている。サポートセンターは、市内の信用金庫のコミュニティセンターの一角を借りて設置され、事務所と応接室があるだけで、ハード的な費用はあまりかかっていない。

八尾市はこの中小企業サポートセンターを一つの軸にしながら中小企業支援業務を体系づけている。中小企業サポートセンターは、中小企業のニーズに即した、きめ細かい対応を行っており、利用者から評価を得ている。例えば、中小企業サポートセンターが事務局を担当している八尾バリテック研究会も、中小企業の進める産学連携の事例として注目されている。

八尾市は、2003年9月に産学官連携事業の一環として関西大学先端科学推進機構と業務提携

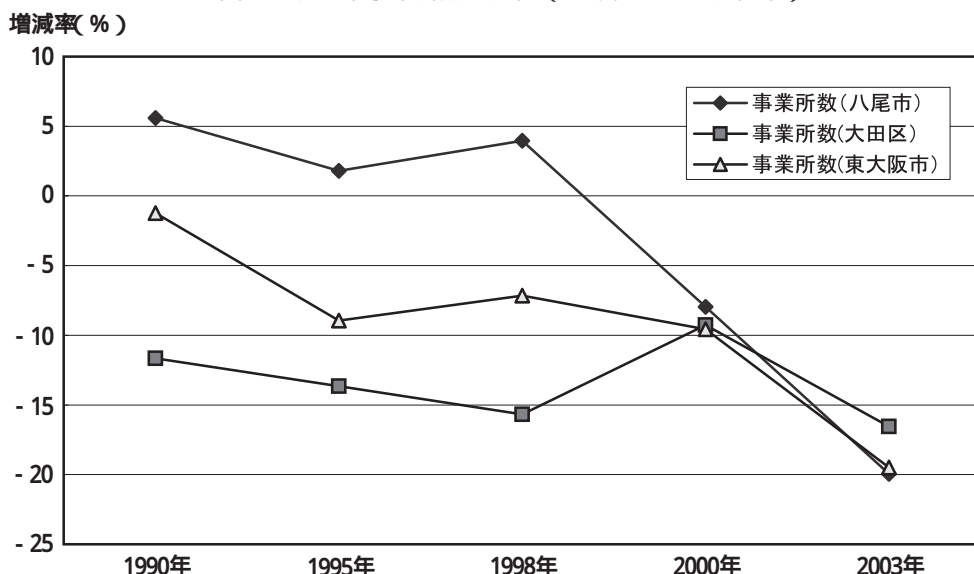
を結んだ¹⁸⁾。その具体的な事業の一つとして関西大学工学部の教授を指導助言者として2003年12月に設置されたのが八尾バリテック研究会である。研究会には、加工の際に発生するバリの抑制を図り生産の高精度化、高付加価値化をめざす中堅・中小の市内企業9社、協力企業3社、公的機関1、大学1が参加し、スタートした。バリテック研究会は05年6月から第2期に入っており、中小企業の立場に立った産官学連携として注目されている¹⁹⁾。

(5) 産業集積の維持発展に向けた取組みと人材育成

前述したように八尾市の製造業事業所数のピークは1995年であり、90年代後半の減少もそれほど大きいものではなかった。これは、他の著名な産業集積都市と違った特徴であった。しかし、八尾市の製造業事業所数の減少は2000年以降顕著になってくる。図1にあるように5年前と比較した事業所数の減少率は2000年から急速に悪化した²⁰⁾。

産業集積の縮小は、産業集積の機能を弱めることに加え、市民の雇用、市税収入などに大きな影響を及ぼし、市民生活のさまざまな側面に影響を与えることになると判断した八尾市では、2003年度に産業振興会議に産業集積検討部会を設置した。検討部会では市内製造業が市外に転出する理由や八尾市の産業集積のメリットを分析するとともに、産業集積を維持・発展させるための方策について検討を行った。2004年度は、こうした検討を踏まえて八尾市としての施策を進め、「各種規制の緩和、操業コストの低減にむけた庁内検討」「工場用地、あき工場情報提供ホームページの作成」(05年4月運用開始)、「ビジネスコンペの実施」(04年12月実施)などが行われた。八尾市の基本条例は、中小企業の振興と産業集積の振興の二つが重視されており、中小企業サポートセンターは個別の中小企業振興を切り口として集積の活性化につなげようというものだったが、それに加えて産業集積そ

図1 製造業事業所数の変化(5年前からの変化率)



のものを対象にした施策が展開していくことになった。

産業集積への施策として八尾市が重視したものの一つに、人材育成がある。これは、第1に、2003年に行われた産業集積検討部会での調査の際に、八尾市内での人材確保に問題を感じる企業が少なくなき、集積を維持するためにも人材確保、人材供給が必要であるということが明らかになったことが理由になっている。第2に、八尾市内で働き、あるいは八尾市内で創業する人たちを増やしていくために、特に若年層、さらには小中学生に対してさまざまな働きかけを行っていくことが、中長期的に必要なという認識があったことである。

人材育成に関して八尾市は、国の施策を積極的に、そして有効に利用している。2004年度には地域再生計画「『ものづくりのまち・八尾』担い手育成計画」が採択されるとともに、近畿経済産業局によるアントレプレナーシップ教育事業も04年度からスタートした。前者では「ものづくり塾」の開催、JOBカフェOSAKA in なかかわちの実施、教員・企業・行政のネットワーク構築に向けた意見交換会など多彩な事業を展開している。後者では、中学校を対象にもものづくり

職業体験、コンビニ事業、商品企画発表会を実施している。ものづくり職業体験では、前述した異業種交流会マテックヤオの企業の協力によるところが大きい。こうした一連の動きは、地元の中小企業や中小企業グループ、中学校などとの連携を強め、ものづくりのまち・八尾を盛り上げる動きとしてマスコミなどにも大きく取り上げられてきた。

また、マテックヤオは2004年6月に「環境」「ロボット」「切削機械」「LED」の四つの分科会を設置したが、そのなかのロボット分科会が中学校でのものづくり教育に大きく関わっていくことになった。担い手育成計画では、中学校の教育にもものづくりの理解促進カリキュラムを作成し、若年層のものづくりに対する理解を促進することを狙っていた。その一つとしてマテックヤオのロボット分科会が奈良工業高等専門学校と協力して授業で使えるロボットの製作キットを開発し、そこに八尾の企業の部品を使用した。何度が行われた中学校の授業には、マテックヤオの会員企業が参加し、ものづくりに親しんでもらうだけでなく、実際に八尾の企業でこうしたキットができるということを実感してもらおうようにしている。マテックヤオの会員企業も、こ

うした形で八尾の中小企業をPRできることは重要であると考えている。人材育成が、八尾市が進めてきた異業種交流グループをさらに発展させることに貢献した。

(6) 八尾市の施策のさらなる展開

八尾市は、最近では情報発信や仕事のマッチングへも積極的に取り組んでおり、独自技術を持つ中小企業の情報などをデータベース化し、インターネットで発信するものづくり見本市、大手企業を招いての受注相談会、大阪市内のビジネス街の展示会場で中小企業の新技術、新製品等の発表展示を行うビジネスマッチング博の開催など、多様な支援事業を行うようになっていく。

しかし、八尾市の産業振興関係の職員の数は、最初と比べると増えてはいるものの、決して他の自治体と比べて多いわけではない。そのなかで八尾市の特徴は、2003年4月に、産業振興室（現在は産業振興課）への配属を職員公募によって実施するとしたことである。八尾市役所内で職員公募によって配属するのは、産業振興室のみであり、公募制の実現のために人事部門に理解してもらったが大変だったという。それでも、産業振興の業務の特殊性や必要性などを訴えて、実現させ、すでに公募によって職員が配属された。さらに、職員にもっと政府の施策や方向性を学ばせるとともに、ネットワークを広げる意味から2005年度に近畿経済産業局への職員研修派遣を実施したが、このときも公募によって派遣者を選んでいる。

こうした八尾の取り組みは、先進都市の経験の有効な利用、産業振興会議など市民や地元企業の意見を反映した取り組み、中小企業の視点に立った中小企業サポートセンターの事業、多様なメニュー、多様な手法の活用、そして、職員の積極的な前向きな姿勢、などに特徴がある。最近では、前述したように八尾のこの間の取り組みに対して全国から注目が集まり、視察が相次いでいる。中には、八尾市の施

策から明らかに学んだとわかるような施策メニューを設けた自治体もある。後発だった八尾市は、今日では全国のモデルの一つとなった。

4 おわりに

こうした八尾市が行ってきた中小企業支援政策のプロセスからは次のような点が示唆される。第1に、八尾市は1997年までは独自の施策はほとんど持っていなかったが、その後短期間に急速に自前の支援施策を充実させてきた。本当にやる気になれば短期間で大きく変われる可能性があるということを物語っている。第2に、八尾市の進めてきたことは産業や企業を支援する対策を行っていく上では、定石ともいえるポイントを着実にこなしている。例えば、最初から中小企業者や市民を巻き込んだ形で議論を行う産業振興会議を設置し、そこで喧々諤々の議論を行いながら、具体化を図っていくパターンを作り上げたことや市内の産業集積の特徴を把握するための実態把握を最初の段階で行っていたことである。そして、なんといっても重要なのは、八尾市中小企業地域経済振興基本条例の策定と第四次総合計画において産業集積に対する施策について触れておいたことである。基本条例と総合計画において政策の基本的なスタンスが明確化されていることが、産業政策を担当している部署の具体的な政策作りを後支えしてくれることになる。

日本の各地域は、経済のグローバル化、少子高齢化社会の進展、地方分権の進展、地方自治体の財政状況の悪化といった問題に程度の差はあれ、対応していかなければならないし、それは緊急を要する課題となっている。自治体や地域を将来どういった形にしていけるのか、そのためには何が必要なのか、多くの地域が深刻に考えようとしている。地域における中小企業の振興と発展は、そうした自治体や地域が抱える問題を解決していく上で一つの重要な課題となっている。中小企業の振興は、地域にとって単に

地域経済の振興のために必要というだけでなく、地域社会の将来にとってさまざまな意味で不可欠の課題となっている。少子高齢化社会における地域経営的視点から中小企業振興を重視している三鷹市の事例や産業集積の維持発展が地域経済の振興にとって重要であると同時に、将来の地域の税収基盤や雇用機会の確保という視点からも重視している八尾市の事例は、先駆的なものといえよう。

しかし、まだ三鷹市や八尾市のように将来の地域経済、地域社会、自治体の姿から中小企業振興の重要性を意識した施策をとっている自治体は必ずしも多くない。また、中小企業振興の必要性を、自治体、中小企業を含めた地域内企業、そして地域の住民が認識し、動き出している例はさらに少ない。こうした議論を地域から巻き起こし、認識を高めていくためにも、中小企業振興基本条例のようなものが全国で必要になっていくのではないだろうか。八尾市の事例は、こうした問題について一つの方向性を指し示している。

- 1) 三鷹については、関幸子『SOHO CITYみたか構想』六年の軌跡(関満博・関幸子編『インキュベータとSOHO』新評論、2005年)、関幸子「大都市工業の新たな展開 - SOHO CITY三鷹の新たな挑戦」(関満博/小川正博編『21世紀の地域産業振興戦略』新評論、2000年)などを参照。
- 2) 墨田区については、中山誠『中小企業のまちすみだ』の新規創業支援(関満博・関幸子編『インキュベータとSOHO』新評論、2005年)、岡田貢「墨田区中小企業振興基本条例」(『自治と分権』第1号、2000年10月)、関満博『地域経済と中小企業』ちくま新書、1995年等を参照。
- 3) 自治体は産業振興、中小企業振興のために意識的に企業データを整備する必要がある。企業の実態を正確に把握することがすべての基本であることはもちろん、施策を企業に効果的に活用してもらうためのピンポイントでのPRも可能になるからである。1999年に全数調査を行った東大阪市でも、政策の企画や施策遂行に企業データを効果的に役立てている。
- 4) 条例は1978年第4回の墨田区議会定例会に議員提案として提出されたが、このときは継続審議となった。その後、行政側で十分な検討を経て、79年第1回定例会で行政側から提案された。その結果、条例案は、満場一致で採択され、79年4月に施行された。
- 5) 前掲岡田論文によると、墨田区産業振興会議は「当初は業界のトップを中心としていましたが、1985年に委員の大幅な刷新を行い、若手経営者を中心としたメンバー構成となり、墨田区の産業政策の具体化や区内産業が直面しているタイムリーな議題等幅広い分野にわたる問題を積極的に検討する会議体になりました」とある。産業振興会議自身も、大きく変化していることがわかる。
- 6) 釧路市役所のHP(<http://www.city.kushiro.hokkaido.jp>)より確認(2006年11月10日)。他にも札幌市中小企業等振興条例(1964年、条例第7号)などがある。
- 7) 前掲中山誠『中小企業のまちすみだ』の新規創業支援、参照。
- 8) 植田浩史『現代日本の中小企業』岩波書店、2004年、第6章「中小企業政策」参照。
- 9) 例えば、『2005年版ものづくり白書』では、八尾市の人材育成の取り組みが紹介されている(211~212頁)。
- 10) 八尾市への行政視察(議員、市役所等)は、2003年度は1都5市、2004年度は1区10市となっている(八尾市中小企業サポートセンター『八尾産業集積の創造技術力のご紹介 第4号』(2005年6月))。
- 11) 八尾市については、前掲拙著『現代日本の中小企業』も参照。
- 12) 植田浩史編『産業集積と中小企業 東大阪地域の構造と課題』(2000年、創風社)参照。
- 13) 1997年度に実施された市民や市職員への八尾の誇りに関するアンケートで、市民、市職員のいずれにおいても「中小企業が元気」という項目は18の項目中最下位であった(八尾の個性・魅力を考える懇話会『八尾を語ろう』1998年3月)。
- 14) なお、このときには当時の産業政策課課長補佐が新産業創造分科会で「新産業創造に向けた方策の検討」を報告している。このときは具体的な方策として、マッチング機能の整備、総合的支援体制の構築、意欲的な人材の育成、完成品製造へのレベルアップとマーケティング事業、立地の集団化や共同利用施設の整備をあげていた(中小企業都市連絡協議会『第1回中小企業都市サミット資料集』1997年、22~24頁)。
- 15) 『八尾地域産業調査報告書』というタイトルで1999年1月に冊子が刊行された。
- 16) なおここで提起された問題は八尾商工会議所でも取り上げられ、市内企業に対するネットワークに関する調査が実施された。
- 17) サポートセンターの基本姿勢は、現場第一主義で企業の課題事項に対応する、課題解決のため企業側に立った手厚いサポートを行う、企業間の連携、交流の場作りを行う、サポートセンターと企業との双方間の情報の場を作る、である。
- 18) 自治体と大学の業務提携は、2002年12月の墨田区

と早稲田大学の包括的な事業連携協定や岩手大学と岩手県内9市村との相互友好協定などがある。

- 19) サポートセンターの川上所長はバリテク研究会について「産学連携と言っても、研究室の理論を現場に応用することは困難な場合が多い。このバリテク研究会はそれをなし得た稀少な事例です」と述べている(『マガジンMYDOME』2005年6月号, 1頁)。

- 20) 東大阪市, 八尾市といった東大阪地域の事業所数の減少は, 1990年代までは東京都大田区と比べて低かった。これは, 東大阪地域と大田区の産業集積としての特徴が異なるからである(前掲拙編『産業集積と中小企業』参照)。しかし, 2000年以降, 東大阪市, 八尾市の事業所数減少は急速に進んでいる。この理由については今後説明を行っていきたい。

資料1 墨田区中小企業振興基本条例(1979年3月14日)

(目的)

第一条 この条例は、墨田区における中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める規模および業種の定義をいう。

(基本方針)

第三条 中小企業の振興は、墨田区の人と緑と産業の調和したまちづくりの実現を目標に、区内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特定に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民および区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

(施策の大綱)

第四条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりとする。

- 1 中小企業の経営基盤の強化を助長し、地域経営の健全な発展に寄与する施策
- 2 中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- 3 中小企業従事者の福祉の向上に関する施策
- 4 中小企業に関する調査および情報の収集、提供などに関する施策

(区長の責務)

第五条 区長は、前条の施策を具体的に実施するにあたっては、次の措置などを講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならない。

- 1 財政その他の措置を講ずること
- 2 特に小規模の企業およびその従事者に対して必要な考慮を払うこと
- 3 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国などの施策の充実および改善を要請すること

(中小企業者の努力)

第六条 中小企業を営む者は、経営基盤の強化および従業員の福利厚生のため、自主的努力を払い、流通の円滑化および消費生活の安全確保に努めるとともに、地域の生活環境との調和に十分な配慮をするものとする。

(区民などの理解と協力)

第七条 区民および中小企業の事業に関連ある者は、区内の中小企業の特徴を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 大田区産業のまちづくり条例(1995年10月16日)

大田区は、産業のまちである。

ナショナル・テクノポリスと呼ばれる工業をはじめ、商業、農業、漁業などの産業が、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

一方、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

産業の持つ意義と魅力を考えると、産業構造の変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持確保して、さらに発展させていくことは、産業者、区民及び区の大きな課題となっている。

しかし、そのためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせた産業環境の創造を進める必要がある。すなわち、生活と産業が共存できる条件を整えながら、魅力ある地域づくりを進め、産業を活性化させる都市環境を整備することである。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新しい産業と技術を創出するとともに、生活・文化と産業が結びついた快適環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能が日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区の産業のまちとするために、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、大田区産業の振興に関する基本的事項を定めることにより、生活環境と調和する産業のまちづくりを推進し、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 次に掲げる事項を基本として、区内において産業経済活動に関わる者(以下「産業者」という。)を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

一 地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造と生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。

二 国、東京都その他地方公共団体及び教育・研究機関等と連携し、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら産業の活性化を図ること。

三 都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、生活環境と調和する産業立地環境を整備すること。

(区の基本施策)

第三条 区は第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

一 産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携

二 住・商・工が調和する環境整備事業

三 産業を担う人材の育成及び福利厚生

四 技能技術の継承と向上及び新産業・技術開発のための交流

五 中小企業に対する経営の安定と改善のための指導及び相談

六 中小企業に対する融資及び助成

七 地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力を明らかにする広報活動

八 その他区長が産業振興のために必要と認める施策

(産業者の役割)

第四条 産業者は、区民の健康と安全に配慮しながら、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を進めることを通じて、区民生活と地域環境の向上に努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第五条 区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施設について必要な事項は、別に区長が定める。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

資料3 八尾市中小企業地域経済振興基本条例(2001年3月30日公布)

(目的)

第1条 この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本と

なる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (3) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であって中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 中小企業振興は市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構すべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 産業集積の高度化を推進するための施策
- (3) 産業集積のネットワークを強化するための施策
- (4) 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第5条 市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による施策の推進並びに必要な応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。